

入札の心得

(入札)

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書、委任状は、所定の様式（入札説明会時に配布）に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。
委任状のない入札は、無効となる。
委任状には、法人代表者の使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の無効)

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき
- (2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき
- (3) 日付を欠いたとき、又は入札の年月日と合わないとき
- (4) 記名押印を欠いたとき
- (5) 入札書の表記金額を訂正したとき
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (7) 明らかに談合と認められるとき
- (8) 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行ったとき
- (9) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき
- (10) その他入札に関する条件に違反したとき

(落札者の決定)

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その他の者を落札者とする事ができる。

入札執行回数は、三回までとする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(入札の取りやめ等)

入札参加者が談合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
辞退により、入札の執行前に入札しようとする者が一人となった場合、又は無効により、有効の入札者が一人の場合は、当該入札を取りやめることがある。

(入札の辞退)

指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。